株主各位

(本店所在地) 名古屋市中区栄3丁目12番23号 (本社事務所) 東京都港区芝4丁目1番23号 株式会社でットン 代表取締役社長鈴木伸典

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面もしくはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年5月26日(火曜日)午後6時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. **日 時** 2020年5月27日(水曜日)午前10時30分 (受付は10時からとなります。)
 - ※開催時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
- 2. 場 所 神奈川県横浜市中区山下町10番地

「ホテルニューグランド タワー館3階 ペリー来航の間」

- ※開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場 ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
- ※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。
- 3. 目的事項 報 告 事 項
 - 1. 第25期(2019年3月1日から2020年2月29日まで) 事業報告の内容報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人 及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第25期 (2019年3月1日から2020年2月29日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡制 限付株式の割当てのための報酬額設定の件

4. 議決権の行使に関するご案内

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2)書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に各議案 に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご 返送ください。
- (3) インターネットによる議決権行使の場合は、49頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、各議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
- (4) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (5)代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使 書用紙とともに会場受付にご提出ください。当社定款第15条の定 めにより、代理人は議決権を有する他の株主様1名に限られます。

5. その他本招集ご通知に関するご案内

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次の書類につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、本年より当社ウェブサイト (http://www.zetton.co.jp) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ② 連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結注記表
- ④ 株主資本等変動計算書
- ⑤ 個別注記表

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査した対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(http://www.zetton.co.jp)に掲載させていただきます。

以上

(提供書面)

事業報告

(2019年3月1日から) (2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢、所得環境の改善が継続するも、消費税増税の影響等もあり、景気に対する先行きは不透明な状況で推移いたしました。また、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外経済の下振れリスク等、今後予断を許さない状況となっております。

当社グループは、2019年4月12日に「ES経営」、「いい店づくり」、「展開力」を経営骨子と定め、企業体質を強化することを目的に、中期事業計画「zetton VISION 19to23」及び「SUSTAINABILITY STRATEGY2019-2020」を策定し、発表いたしました。その初年度となる当連結会計年度におきましては、「地域社会に貢献するホスピタリティ企業」としてコンテンツプロデュースのノウハウを生かした「街づくり」に向けた施策の象徴的な第一弾として、飲食業界初の公園再開発事業である、葛西臨海公園の再開発事業の取組みを始めました。そしてすべての分野で当社グループの持つ各コンテンツ事業を磨きあげると共に、サステナビリティの概念に基づく取り組みを実施することを軸に経営を進めてまいりました。

当連結会計年度(2019年3月1日~2020年2月29日)におきましては、新たな成長戦略第一弾として位置付けております「葛西臨海公園」の再開発事業を筆頭とし、多くの新規事業(当期店舗数にて計11店舗)がスタートいたしました。一方で、リニューアルに伴う「横浜マリンタワー」の一時閉館(2022年リニューアルオープン予定)による「横浜マリンタワー」事業の一時休止、不採算店舗を含む計7店舗の一時休止及び撤退を行いました。

売上高につきましては、葛西臨海公園を始めとする公園や屋上庭園開発等の新規事業において、高収益ビジネスモデル化が早期の段階で順調に立ち上がったこと、既存事業においても企業体質強化施策の実行で、全体として好調に推移いたしました。ブライダル事業におきましては、プランナーのお客様目線でのコンサルティング力強化に努めたことにより、お客様のニーズを徹底的に取り込むことに成功し、受注の安定化に成功いたしました。また、インターナショナル事業におきましては、スーパードミナント戦略によるシナジーを最大限に生かした営業戦略と運営管理を実施したことで、大きな成果を出しました。これらの結果、夏場から秋口にかけての天候不順や台風によるアウトドア事業の自然要因による一時的な減収があったにも関わらず、売上高は当初計画及び前期売上高共に上回るという結果をもたらすことができました。

営業利益につきましても、戦略的なメニュー価格の見直し、これまで以上の計画的購買活動による原価低減、店舗オペレーションの効率化による人件費の改善及び一般経費の最適化等、積極的に利益体質化への変革を推し進めました。下期の天候不順等の自然要因により、修正計画(2019年10月10日発表)こそ下回ったものの、当初計画を上回る着地となり、過去最高利益(営業利益及び当期純利益)を達成することが出来ました。

これらの結果、当連結会計年度(2019年3月1日~2020年2月29日)の連結業績は、売上高10,284百万円(前年同期比5.7%増)、営業利益467百万円(前年同期比0.8%増)、経常利益473百万円(前年同期比3.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益345百万円(前年同期比63.9%増)となりました。

※当連結会計年度末の店舗数は、直営店68店舗(国内62店舗(ビアガーデン 12店舗含む)、海外6店舗)、FC店8店舗の合計76店舗となっておりま す。

(剰余金の配当について)

当連結会計年度におきましては、過去最高売上、最高利益という結果を残すことが出来ましたが、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大による影響や、政府や自治体から発令された緊急事態宣言の影響で、現段階において大幅な客数減少という現象が出ております。また、これら緊急事態宣言等の発表を踏まえ、当社グループにおきましても臨時休業の対応をとっており、今後経営成績及び財政状態に一段と大きな影響を及ぼすことが想定されます。この為、現時点においては最大限の内部留保が必要と考え、誠に遺憾ながら2020年2月期の期末配当につきましては見送りとさせていただくことといたしました。なお、今後につきましては、株主の皆様のご期待に沿えるよう更なる業績拡大を図り、早期復配を目指し努めてまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に新規出店、既存店舗の改修等に係る設備投資を実施いたしました。その総額は540百万円であります。

なお、当連結会計年度において既存店舗の撤退に伴う除却・売却等を 行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として495百万円、短期借入金として150百万円の調達を実施いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分		第 22 期 (2017年2月期)	第 23 期 (2018年2月期)	第 24 期 (2019年2月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2020年 2 月期)
売上高	(千円)	9, 908, 415	9, 230, 349	9, 727, 488	10, 284, 869
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純 損失(△)	(千円)	△442, 268	155, 801	210, 639	345, 302
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	(円)	△102.67	36. 13	48. 80	80.00
総資産	(千円)	2, 995, 649	2, 736, 484	2, 747, 086	3, 225, 995
純資産	(千円)	404, 568	557, 659	741, 841	1, 078, 585
1株当たり純資産額	(円)	93. 92	129. 21	171.86	249. 87

当社の財産及び損益の状況

区分		第 22 期 (2017年2月期)	第 23 期 (2018年2月期)	第 24 期 (2019年2月期)	第 25 期 (当事業年度) (2020年2月期)
売上高	(千円)	9, 027, 789	8, 272, 454	8, 561, 559	8, 595, 957
当期純利益又は当期純 損失(△)	(千円)	△418, 008	127, 567	236, 092	241, 363
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	(円)	△97. 04	29. 58	54. 70	55. 92
総資産	(千円)	2, 805, 435	2, 529, 171	2, 577, 820	2, 881, 293
純資産	(千円)	287, 100	421, 491	637, 800	857, 530
1株当たり純資産額	(円)	66. 65	97. 66	147. 76	198. 66

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(ア) 親会社に関する事項

当社の親会社は株式会社DDホールディングスで、同社は当社の株式 1,809,400株 (議決権比率41.92%) を保有しております。2017年4月14日 付で同社との間で当社の連結子会社化を目的とする合意書を締結し、合意書の効力発生日である2017年6月1日付で実質支配力基準により、当該会社は当社の親会社に該当するものであります。

(イ) 親会社との間の取引に関する事項

株式会社DDホールディングス及びそのグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引がグループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	議決権比率	事業内容
ZETTON, INC.			1,	000千米	ミドル	100.0%	飲食店舗の経営

(7) 対処すべき課題

外食産業は、市場への参入障壁が比較的低いことから、新規参入が多く、加えて顧客嗜好の多様化が進み、今後企業間の競争はより激しくなると認識しております。

このような状況の中で、当社グループは、「店づくりは、人づくり。店づくりは、街づくり。」の理念のもと、地域社会に貢献するホスピタリティ企業として、更なる企業価値の向上を図るために以下の課題に積極的に対処してまいります。

① ES経営(従業員満足経営) 人材の確保及び育成

当社グループは、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保及び育成が今後の当社グループの成長にあたって重要であると認識しております。その為、人材の確保については、企業理念や経営戦略を通じた魅力のある店づくり等積極的なPR活動を通じて、潜在する将来の人材にアピールしながら当社グループの認知度を向上させてまいります。また、人材の育成については、従業員のやりがい形成を行うことで従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りが整うと考え、従業員一人一人に向き合った制度づくりを検討、推進してまいります。

② いい店づくり 既存事業の収益力向上

当社グループは、アロハテーブル事業、ダイニング事業、アウトドア事業、ブライダル事業、インターナショナル事業と様々な立地に対応した多様な業態を保有しており、高い業態開発力を持っております。その中において、顧客満足度を引き上げていくことを目的とした商品開発、サービス力の向上、新規来店者数の獲得を狙う販売促進やPR活動、これらを実行できる組織の充実を進め、収益力の持続的拡大を図ることを引き続き推進してまいります。

③ 展開力 新規事業への挑戦

当社グループは、既存店舗の収益を維持しながら、新たな成長エンジンとなる新事業、新業態の開発に挑戦し、継続的な業績拡大を図る為に、投資効果の高い優良立地への出店や既存設備を活用した事業の拡張に積極的に取組み、収益力を強化拡充する方針であります。

④ 持続可能な社会の実現に向けた取組み

当社グループは、持続可能な社会の実現と永続的な企業価値の向上を目指す為、事業活動を通して社会問題・環境問題の解決に向けた取組みを推奨しております。当社グループが取組むべき社会課題は「気候変動対策/資源効率化」と「地域の活性化」と捉え、(1)持続可能な低酸素・脱炭素社会実現への貢献、(2)持続可能な資源利用社会実現への貢献、(3)人権・労働に配慮した社会実現への貢献、(4)持続可能な社会を実現する地域づくりの貢献の4つの活動を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(8) **主要な事業内容**(2020年2月29日現在)

事業	事業内容
アロハテーブル事業	ハワイアンカルチャーをベースとしたライフ スタイルを提唱するカフェ&ダイニング事 業。 「ALOHA TABLE」を中心としたハワイ業態の店 舗の運営を行っております。
ダイニング事業	出店する地域の人々や立地の特性に合わせた 店舗ブランドの開発・再開発を行い、街の再 開発の一端を担う事業。個店店舗戦略にて運 営を行っております。
アウトドア事業	夏季を中心とした期間限定のイベント事業。 商業施設の屋上に限らず、開放感あふれる場 所を物件開発し、季節店舗の運営を行っております。
ブライダル事業	「Heritage Bridal Collection」ブランドに よるレストランブライダルを展開。 歴史ある建物に家族の歴史を刻んでいただけ る、そんな素敵なウェディングを提供してお ります。
インターナショナル事業	米国 ハワイ州を中心とした海外進出事業。 「ALOHA TABLE」本店をはじめ、現在6店舗を 運営しております。

(9) 主要な営業所及び店舗 (2020年2月29日現在)

当社(本社) 東京都港区

(名古屋オフィス) 愛知県名古屋市中区

ZETTON, INC. アメリカ合衆国 ハワイ

(主要な営業店舗)

名称	所在地
gz	東京都中央区
銀座ロビー	東京都中央区
shiokara	東京都中央区
gindachi	東京都中央区
ニホンバシイチノイチノイチ	東京都中央区
三井記念館 MUSEUM CAFE	東京都中央区
舌舌	東京都中央区
FEEL GREEN CAFE	東京都中央区
日本橋髙島屋 ROOFTOP BBQ ビアガーデン	東京都中央区
いい乃じ	東京都中央区
神南軒	東京都渋谷区
Aloha Amigo harajuku	東京都渋谷区
ALOHA TABLE Daikanyama Forest	東京都渋谷区
orangé	東京都港区
grigio la tavola	東京都港区
b&r	東京都港区
六七	東京都港区
ROOFTOP LOUNGE	東京都港区
ALOHA TABLE Hawaiian Bar	東京都港区
BALCÓN TOKYO	東京都港区
ALOHA TABLE 大崎	東京都品川区
食堂BAR カスミガセキ	東京都千代田区
ALOHA TABLE 飯田橋	東京都千代田区
ALOHA TABLE 中目黒	東京都目黒区
Aloha Amigo	東京都豊島区
池袋パルコ アロハ 肉食べ放題BBQビアガーデン	東京都豊島区
葛西臨海公園バーベキュー広場	東京都江戸川区
SORAMIDO BBQ	東京都江戸川区
CRYSTAL CAFE	東京都江戸川区
PARKLIFE CAFE & RESTAURANT	東京都江戸川区
山手十番館	神奈川県横浜市中区
MANOA Aloha Table	神奈川県横浜市中区
ALOHA TABLE 横浜ベイクォーター	神奈川県横浜市神奈川区
CHUTNEY Asian Ethnic Kitchen	神奈川県横浜市神奈川区
A&P with terrace	神奈川県横浜市西区

名称	所在地
横浜モアーズ 食べ放題BBQビアガーデン	神奈川県横浜市西区
アトレ川崎 食べ放題BBQ BEER GARDEN	神奈川県川崎市川崎区
ALOHA TABLE 湘南	神奈川県藤沢市
ALOHA TABLE テラスモール湘南	神奈川県藤沢市
ALOHA TABLE ららぽーと海老名	神奈川県海老名市
ALOHA TABLE ルミネ大宮	埼玉県さいたま市大宮区
ALOHA TABLE 仙台	宮城県仙台市青葉区
仙台パルコ アロハ 肉食べ放題BBQビアガーデン	宮城県仙台市青葉区
わらやき屋仙台国分町	宮城県仙台市青葉区
ALOHA TABLE ペリエ千葉	千葉県千葉市中央区
ペリエ千葉 アロハ 肉食べ放題BBQビアガーデン	千葉県千葉市中央区
チカニシキ	愛知県名古屋市中区
金山ソウル	愛知県名古屋市中区
金山ソウル BEER GARDEN	愛知県名古屋市中区
LUAU ALOHA TABLE with Gala Banquet	愛知県名古屋市中区
ALOHA TABLE Cafe & Diner	愛知県名古屋市中区
猪口猪口	愛知県名古屋市中村区
小料理バル ドメ	愛知県名古屋市中村区
口々	愛知県名古屋市中村区
ガーデンレストラン徳川園	愛知県名古屋市東区
ALOHA TABLE Loco Food&Pancake House	愛知県名古屋市千種区
forty three	岐阜県岐阜市
SURFSIDE KITCHEN	大阪府大阪市阿倍野区
SKY GARDEN 300	大阪府大阪市阿倍野区
ALOHA TABLE 京橋	大阪府大阪市都島区
"R" RIVERSIDE GRILL & BEERGARDEN	大阪府大阪市北区
ALOHA TABLE 水戸(FC)	茨城県水戸市
ALOHA TABLE HAWAIIAN CAFE & DINING(FC)	静岡県静岡市葵区
ALOHA TABLE Waikiki	アメリカ合衆国 ハワイ
GOOFY Cafe & Dine	アメリカ合衆国 ハワイ
HEAVENLY Island Lifestyle	アメリカ合衆国 ハワイ
ZIGU	アメリカ合衆国 ハワイ
PARIS. HAWAII	アメリカ合衆国 ハワイ
ALOHA STEAK HOUSE	アメリカ合衆国 ハワイ
ALOHA TABLE 三成(FC)	韓国 ソウル
ALOHA TABLE 板橋(FC)	韓国 ソウル
ALOHA TABLE 始興(FC)	韓国 ソウル
SURFSIDE KITCHEN 松島(FC)	韓国 ソウル
ALOHA TABLE ウィレ(FC)	韓国 ソウル
ALOHA TABLE 釜山(FC)	韓国 ソウル

(10) 使用人の状況 (2020年2月29日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減
		392名(1,	,826名)							18名	5増	(158	3名埠	曽)

(注)使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平	均 年 齢	平均勤続年数
363名(1,693名)	16名増(122名増)		32.1歳	5. 2年

(注)使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2020年2月29日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会	社 三 菱 U F	J 銀 行			318, 250千円
株式会	社関西みら	い銀行			88,331千円
株式	会 社 京 都	銀行			74, 177千円
株式	会 社 滋 賀	銀行			63,368千円
株式会	会社みずし	ま銀行			60,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年2月29日現在)

① 発行可能株式総数

15,390,000株

② 発行済株式の総数

4,317,700株

③ 株主数

5,746名

④ 大株主 (上位10名)

株	主	Ξ	2	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会	会社DDホ	ールディ	ィンク	ブス	1	, 809, 400株				41. 92	2%
稲	本	健		_		308, 500株				7. 1	5%
株	式 会 社	t N	S	K		109,000株				2. 53	3%
尾	定 産 業	株 式	会	社		109,000株				2. 53	3%
鈴	木	伸		典		104,500株	•			2. 42	2%
梶	田	知		嗣		87, 700株	•			2. 03	3%
キー	コーヒ	一株式	式 会	社		72, 700株				1.68	8%
アク	リーティ	,ブ株	式 会	社		60,000株				1. 39	9%
MSIP	CLIENT	SECUI	RITI	E S		54,600株				1. 20	6%
株式	会社マ	アルト	水	谷		54,500株				1. 20	6%

⁽注)持株比率は自己株式(1,189株)を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況 (2020年2月29日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年2月29日現在)

会社	における	地位	B	E	2	名	担当及び重要な兼職の状況
代表	取締役	社 長	鈴	木	伸	典	
取	締	役	鹿	中	_	志	株式会社DDホールディングス 取締役 営業統括 株式会社吉田卯三郎商店 代表取締役 株式会社SLD 取締役
取	締	役	小	林	智	哉	管理本部長
取	締	役	Щ	田	大	輔	企画開発室長 兼 サステナビリティ推進責任者
取	締	役	田	中	俊	_	営業本部長
取	締	役	手	嶋	雅	夫	ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長 パーセク株式会社 代表取締役社長 一般社団法人スポーツフォーライフ 代表理事 株式会社コーエーテクモホールディングス 社外取締役
常	勤監査	· 役	大官	自根	三	郎	
監	査	役	浅	野	哲	司	浅野哲司税理士事務所 所長
監	査	役	石	田	晴	彦	石田晴彦司法書士事務所 所長
監	査	役	渡	部	峻	輔	AZX総合法律事務所 パートナー弁護士

- (注)1. 取締役のうち、手嶋雅夫氏は社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち、石田晴彦氏、渡部峻輔氏は社外監査役であります。
 - 3. 当事業年度中に退任した取締役については次表のとおりであります。

氏	名		地位
関	武	取締役	
遠藤	栄 司	取締役	

4. 2019年5月27日開催の第24回定時株主総会において新たに選任され、就任した取締役は次表のとおりであります。

氏名	地位
山田大輔	取締役
田中俊一	取締役

5. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動については次表のとおりであります。

氏名	異動前	異動年月日	異動後
			取締役 企画開発室長
山田大輔	取締役 企画開発室長	2019年7月1日	兼 サステナビリティ推
			進責任者

- 6. 監査役浅野哲司氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知 見を有しております。
- 7. 監査役渡部峻輔氏は、弁護士の資格を有しております。
- 8. 当社は手嶋雅夫氏、石田晴彦氏、渡部峻輔氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役手嶋雅夫氏、社外監査役石田晴彦氏、渡部峻輔氏とは、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	支 給 人 員	支 給 額
取	締	役	8 名	61,063千円
監	查	役	4 名	10,200千円
合 (うち社外役	計 員)	12 名 (3)	71, 263千円 (7, 342)

- (注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2006年5月30日開催の第11回定時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、2017年5月25日開催の第22回定時株主総会において取締役に対する譲渡制限付株式の付与に関する金銭報酬債権として、年額30百万円以内(うち社外取締役5百万円以内)と決議いただいております。
 - 3. 上記の取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権にかかる報酬額として、当事業年度に計上した2百万円(うち社外取締役0.1百万円)が含まれております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、2018年5月24日開催の第23回定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員の状況

- (ア) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役手嶋雅夫氏は、ティー・アンド・ティー株式会社代表取締役社長、パーセク株式会社代表取締役社長、一般社団法人スポーツフォーライフ 代表理事及び株式会社コーエーテクモホールディングス社外取締役を兼 務しておりますが、それぞれの会社と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役石田晴彦氏は、石田晴彦司法書士事務所所長を兼務しておりますが、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役渡部峻輔氏は、AZX総合法律事務所パートナー弁護士を兼務しておりますが、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。

(イ) 社外役員の主な活動状況

氏	名	地		位	主	な	活	動	状	況
手嶋	雅夫	取	締	役		催の取締役 な企業経営				
石田	晴彦	監	査	役	14回の	催の取締役 うち14回に 門的見地か	出席し、	必要に応	じ、司法書	
渡部	峻 輔	監	査	役	14回の	催の取締役 うち14回に 的見地から	出席し、	必要に応	じ、弁護士	査役会として

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭そ の他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人より必要書類の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の算出根拠を審議した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合において、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連 結 貸 借 対 照 表 (2020年2月29日現在)

(単位:千円)

資 産	 の 部) 部
流 動 資 産	1, 193, 007	流 動 負 債	1, 360, 930
現金及び預金	789, 200	買掛金	356, 764
 売 掛 金	183, 150	短期借入金	16, 666
商品	1,050	1年内返済予定の長期借入金	315, 338
┃ ┃ 原材料及び貯蔵品	82, 811	リース債務	6, 398
前払費用	94, 645	未 払 金	201, 228
そ の 他	42, 149	未 払 費 用	262, 130
		未払法人税等	58, 394
固定資産	2, 032, 987	未払消費税等	51, 071
有 形 固 定 資 産 	1, 398, 197	株主優待引当金	13, 144
建物及び構築物	1, 071, 772	前受金	38, 628
車 両 運 搬 具	4, 459	そ の 他 固 定 負 債	41, 165 786, 479
工具、器具及び備品	299, 620	長期借入金	539, 169
リース 資産	4, 310	リース債務	996
建設仮勘定	18, 034	資産除去債務	225, 474
無形固定資産	43, 730	その他	20, 840
o h	11,870	負 債 合 計	2, 147, 410
ソフトウェア	6, 801	純 資 産	の部
として の 他	25, 058	株 主 資 本	1, 081, 261
 投 資 そ の 他 の 資 産	591, 060	資 本 金	383, 914
投資有価証券	0	資本剰余金	4, 309
		利 益 剰 余 金	693, 217
長期前払費用	6, 266	自 己 株 式	△181
差入保証金	444, 123	その他の包括利益累計額	△2, 675
操延税金資産	140, 219	為替換算調整勘定	△2, 675
そ の 他	450	純 資 産 合 計	1, 078, 585
資 産 合 計	3, 225, 995	負債純資産合計	3, 225, 995

連結損益計算書

(2019年3月1日から) 2020年2月29日まで)

(単位:千円)

科	目		金	額
売 上	高			10, 284, 869
, 売 上	原 価			2, 712, 459
売 上	総 利	益		7, 572, 409
販売費及び一	般 管 理 費			7, 105, 112
営業	利	益		467, 296
営 業 外	収 益			
受 取	利	息	84	
受 取	保険	金	4, 251	
協	金 収	入	3, 731	
貸 倒 引	当 金 戻	入	1,779	
そ	\mathcal{O}	他	6, 213	16, 060
営 業 外	費用			
支払	利	息	5, 773	
為替	差	損	2, 173	
7	\mathcal{O}	他	1,753	9, 700
経 常	利	益		473, 656
特別	利 益			
固定資	産 売 却	益	1, 545	
債 務	免除	益	9, 649	
そ	\mathcal{O}	他	253	11, 448
特別	損 失			
減損	損	失	200	
固定資	産 除 却	損	667	
	期 鎖 損	失	2, 065	
у – 7	ス解約	損	2, 257	
4	雀 過 年 度 使 用	料	2, 018	
そ	Ø	他	113	7, 321
税金等調整	前当期純利	益		477, 782
法人税、住	民税及び事業	税	50, 475	
法 人 税	等 調 整	額	82, 004	132, 480
当期	純利	益		345, 302
親会社株主に帰	帚属する当期純利	益		345, 302

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位:千円)

資 産	の部	負債	(単位:十円) の 部
流 動 資 産	1, 051, 360	流 動 負 債	1, 254, 673
現金及び預金	667, 230	買掛金	310, 337
売 掛 金	173, 955	短期借入金	16, 666
日 商 品	1,050	1年内返済予定の長期借入金	315, 338
原材料及び貯蔵品	60, 055	リース債務	6, 398
前払費用	78, 891	未 払 金	183, 007
立 替 金	9, 511	未 払 費 用	243, 315
立 で 他	60, 665	未払法人税等	50, 012
		未払消費税等	50, 399
固定資産	1, 829, 933	株主優待引当金	13, 144
有形固定資産	1, 133, 464	前 受 預 り 金	38, 379
建 物	901, 321	g	22, 640 5, 034
構築物	11,879		769, 089
車 両 運 搬 具	4, 459		539, 169
工具、器具及び備品	195, 103	リース債務	996
リース資産	4, 310	資産除去債務	225, 474
建設仮勘定	16, 391	その他	3, 450
無形固定資産	7, 061		2, 023, 763
ソフトウェア	6, 801	純 資 産	の部
そ の 他	260	株 主 資 本	857, 530
 投資その他の資産	689, 407	資 本 金	383, 914
┃ 投 資 有 価 証 券	0	資本剰余金	4, 309
関係会社株式	121, 529	資本準備金	4, 309
長期貸付金	34, 593	利 益 剰 余 金	469, 487
		その他利益剰余金	469, 487
長期前払費用	6, 266	繰越利益剰余金	469, 487
差入保証金	386, 799	自己株式	△181
操延税金資産	140, 219	純 資 産 合 計	857, 530
資 産 合 計	2, 881, 293	負債純資産合計	2, 881, 293

損益計算書

(2019年3月1日から) 2020年2月29日まで)

(単位:千円)

		イゾ			,				(単位:下円)
		科						金	額
売			上		高				8, 595, 957
売		上		原	価				2, 239, 474
	売		上	総	禾	IJ	益		6, 356, 483
販	売 費	貴 及	Ω —	般管	理 費				6, 018, 392
	営		業		利		益		338, 091
営	;	業	外	収	益				
	受		取		利		息	2, 347	
	受		取	保	随	É	金	4, 251	
	協		賛	金	Ц	Z	入	3, 731	
	貸	倒	引	当	金 戻	入	額	2, 783	
1	雑			収			入	6, 213	19, 327
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	5, 773	
	為		替		差		損	2, 173	
1	雑			損			失	1, 350	9, 297
	経		常		利		益		348, 121
特		別		利	益				
	固	定	資	産	売	却	益	1, 545	
	債		務	免	阴	ķ	益	9, 649	
	そ			\bigcirc			他	253	11, 448
特		別		損	失				
	減		損		損		失	200	
	固	定	資	産	除	却	損	667	
	店	舗	Ì	閉	鎖	損	失	2, 065	
	IJ	_	-	ス	解	約	損	2, 257	
	音	楽 著	作	権 過	年 度	使 用	料	2, 018	
	そ			\mathcal{O}			他	113	7, 321
Į ₹	兑	引	前	当 其	月 純	利	益		352, 247
1	去 人		15	民 税		事 業	税	42, 093	
Ý.	去	人	税	等	調	整	額	68, 790	110, 884
	当	其		純	利		益		241, 363
								!	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月15日

株式会社ゼッ トン 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任

公認会計士 柴 谷 哲 朗 (印) 社 員

業務執行社員

指定有限責任 清水 幸 樹 (印) 社 公認会計士

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼットンの2019年3月1日 から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結 損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書 類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認 められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、こ れに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい る。監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠して、株式会社ゼットン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算 書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているもの と認める。

強調事項

追加情報の注記に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに 伴う改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言を 受け、会社は店舗休業等の対応をとっている。また、減損の兆候がある資産又は資産グループに関する将来キャッシュ・フローの見積りについては、当該感染症の影響が及ぶ期間につ き仮定を置いた上で、一定のストレスを考慮して算定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年4月15日

株式会社ゼットン 取締役会御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任 公認会計士 柴 谷 哲 社 員 朗 (印) 業務執行社員 指定有限責任 公認会計士 清水 幸 樹 (印) 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼットンの2019年3月1日から2020年2月29日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報の注記に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言を受け、会社は店舗休業等の対応をとっている。また、減損の兆候がある資産又は資産グループに関する将来キャッシュ・フローの見積りについては、当該感染症の影響が及ぶ期間につき仮定を置いた上で、一定のストレスを考慮して算定している。利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。 (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当 社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないか どうかについての取締役会の判断及び理由について、指摘すべき事項は認められま せん。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月21日

株式会社ゼットン 監査役会 常 監 郎 勤 査 役 大 曽 根 (印) 哲 監 査 役 浅 野 司 (FI) 社 外 監 役 彦 査 石 田 晴 印 役 社 外 監 杳 渡 部 峻 輔 (印)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 提案の理由
 - ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会 設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- ② 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条第2項を変更案第28条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第40条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条及び第46条を削除するものであります。
- ④ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力 が発生するものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第3条(条文省略)	第1条〜第3条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
 (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人 第5条~第6条(条文省略) 	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査等委員会 (削除) ③ 会計監査人 第5条~第6条(現行どおり)
(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規 定により、取締役会の決議によって市場 取引等により、自己の株式を取得するこ とができる。	(削除)
第 <u>8</u> 条~第 <u>13</u> 条(条文省略)	第 <u>7</u> 条〜第 <u>12</u> 条(現行どおり)
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款 に別段の定めがある場合を除き、出席し 議決権を行使することができる株主の 議決権の過半数をもって行う。 (2) (条文省略)	(決議の方法) 第 <u>13</u> 条 株主総会の決議は、法令または本定款 に別段の定めがある場合を除き、出席し <u>た</u> 議決権を行使することができる株主 の議決権の過半数をもって行う。 (2) (現行どおり)
第 <u>15</u> 条~第 <u>16</u> 条(条文省略)	第 <u>14</u> 条~第 <u>15</u> 条(現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数) 第 <u>17</u> 条 当会社の取締役は、7名以内とする。	(員数) 第 <u>16</u> 条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取 締役を除く。)</u> は、7名以内とする。
(新 設)	_(2)当会社の監査等委員である取締役

は、4名以内とする。

現 行 定 款

変 更 案

(選任方法)

第<u>18</u>条 取締役は、株主総会の決議によって選 任する。

(2) ~ (3) (条文省略)

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

(2)増員または補欠として選任された 取締役の任期は、在任取締役の任 期の満了する時までとする。 (新 設)

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>20</u>条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を選定する。
 - (2) 取締役会は、その決議によって、 取締役会長、取締役社長各1名、 取締役副社長、専務取締役、常務 取締役各若干名を定めることが できる。

(選任方法)

第<u>17</u>条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と</u> <u>それ以外の取締役とを区別して、</u>株主総 会の決議によって選任する。

 $(2) \sim (3)$ (現行どおり)

(任期)

- 第<u>18</u>条 取締役(監査等委員である取締役を除 <u>く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとす る。
 - (2)監査等委員である取締役の任期 は、選任後2年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時まで とする。

(削 除)

(3)任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>19</u>条 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。)の 中から代表取締役を選定する。
 - (2) 取締役会は、その決議によって、 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)の中から 取締役会長、 取締役社長各1名、取締役副社 長、専務取締役、常務取締役各若 干名を定めることができる。

現 行 定 款

(取締役会の招集権者および議長) 第21条(条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - (2)取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第23条~第24条(条文省略)

(新 設)

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令に 定める事項については、これを議事録に 記載または記録し、出席した取締役<u>およ</u> び監査役がこれに記名押印または電子 署名を行う。

(取締役会規程)

第26条(条文省略)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下「報酬等」)は、株主総会の 決議によって定める。 変 更 案

(取締役会の招集権者および議長) 第<u>20</u>条(現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
 - (2) 取締役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締 役会を開催することができる。

第22条~第23条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の 規定により、取締役会の決議によって重 要な業務執行(同条第5項各号に掲げる 事項を除く。)の決定の全部または一部 を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領 およびその結果ならびにその他法令に 定める事項については、これを議事録に 記載または記録し、出席した取締役がこ れに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第26条 (現行どおり)

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) (2)当社は、会社法第427条第1項の規 定により、社外取締役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠 償責任を法定の定める額に限定 する契約を締結することができ る。	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) (2)当社は、会社法第427条第1項の規 定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間 に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を法定の定める額に限 定する契約を締結することがで きる。
(執行役員) 第29条(条文省略)	(執行役員) 第29条(現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	(削 除)
<u>(員数)</u> 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 (2)監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。 (2)任期の満了前に退任した監査役の 補欠として選任された監査役の 任期は、退任した監査役の任期の 満了する時までとする。	(削 除)

現 行 定 款	変
(常勤の監査役)	
第33条 監査役会は、その決議によって常勤の	(削 除)
<u>監査役を選定する。</u>	
 (監査役会の招集通知)	
第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前	(削 除)
までに各監査役に対して発する。ただ	
し、緊急の必要があるときは、この期間	
を短縮することができる。	
(2)監査役全員の同意があるときは、	
<u>招集の手続きを経ないで監査役</u>	
<u>会を開催することができる。</u>	
 (監査役会の決議方法)	
第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定め	(削 除)
がある場合を除き、監査役の過半数をも	
<u>って行う。</u>	
(監査役会の議事録)	
第36条 監査役会における議事の経過の要領	(削 除)
およびその結果ならびにその他法令に	
定める事項については、これを議事録に 記載または記録し、出席した監査役がこ	
れに記名押印または電子署名を行う。	
<u> </u>	
(監査役会規程)	
第37条 監査役会に関する事項は、法令または	(削 除)
本定款のほか、監査役会において定める	
監査役会規程による。	
/ 七口 正川 かや \	
<u>(報酬等)</u> 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議に	(削 除)
第38条 監査仪の報酬寺は、休主総云の伏譲に よって定める。	(F!) <i> </i> 赤 <i> </i>
よりて圧める。	

現 行 定 款	変
(監査役の責任免除) 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、任務を怠ったことによる監査 役(監査役であった者を含む。)の損害 賠償責任を、法令の限度において、取締 役会の決議によって免除することがで きる。 (2)当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、社外監査役との間 に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を法令の定める額に限 定する契約を締結することがで きる。	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常 勤の監査等委員を選定することができ る。
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3 目前までに各監査等委員に対して発す る。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。 (2)監査等委員の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで監 査等委員会を開催することができる。
(新 設)	(監査等委員会の決議方法) 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わる ことができる監査等委員の過半数が出 席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	(監査等委員会の議事録) 第33条 監査等委員会における議事の経過の 要領およびその結果ならびにその他法 今に定める事項については、これを議事 録に記載または記録し、出席した監査等 委員がこれに記名押印または電子署名 を行う。

現 行 定 款	変		
(新 設)	(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令ま たは本定款のほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。		
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人		
第 <u>40</u> 条~第 <u>41</u> 条(条文省略)	 第 <u>35</u> 条〜第 <u>36</u> 条(現行どおり)		
(会計監査人の報酬等) 第 <u>42</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第 <u>37</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。		
(会計監査人の責任免除) 第 <u>43</u> 条 (条文省略)	(会計監査人の責任免除) 第 <u>38</u> 条 (現行どおり)		
第7章 計 算	第7章 計 算		
(事業年度) 第 <u>44</u> 条(条文省略)	(事業年度) 第 <u>39</u> 条(現行どおり)		
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めがある場合を除 き、取締役会の決議によって定めること ができる。		
(剰余金の配当の基準日) 第 <u>45</u> 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2 月末日とする。 (新 設) (<u>2</u>)前項のほか、基準日を定めて剰余 金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2 月末日とする。 (2)当会社の中間配当の基準日は、毎 年8月31日とする。 (3)前2項のほか、当会社は基準日を 定めて剰余金の配当をすること ができる。		

現 行 定 款	変		
(中間配当) 第46条 当会社は、毎年8月31日を基準日とし て、取締役会の決議によって中間配当を することができる。	(削 除)		
(配当金の除斥期間) 第 <u>47</u> 条(条文省略)	(配当金の除斥期間) 第 <u>42</u> 条(現行どおり)		
(新 設)	<u>附則</u> (監査役の責任免除に関する経過措置)		
(新 設)	第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、第25回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (2)当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、第25回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。		

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、 監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(6名)は、定款変更の効力発生 の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力 発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者	が 名 氏 年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数		
1	まず き はん まけ 鈴 木 伸 典 (1971年10月23日)	1996年11月 当社 入社 2004年5月 当社 取締役副社長 2005年5月 当社 取締役副社長 経営企画室長 2007年6月 当社 取締役副社長 営業本部長 2016年3月 当社 代表取締役社長 営業本部長 2018年3月 当社 代表取締役社長 (現任)	105, 337株		
	(取締役候補者の選任理由)				
	長らく営業部門を担当し、当社事業に精通するとともに会社経営に関する豊富な知見				
	と経験を有しているほか、2016年からは代表取締役社長として当社グループ経営の舵				
	取りを担っております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願い				
	するものであります。				

候補者	s り が な 氏 名	略歴、当社における地位及び担当	所有する 当 社 の			
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	株式数			
2	が で	2009年2月 株式会社高田屋設立 取締役社長C00 2010年2月 株式会社ダイヤモンドダイニング (現 株式会社DDホールディングス) 入社 2010年5月 同社 営業本部 第二営業統括部 第五 営業部長 2011年6月 同社 執行役員 営業本部 副本部長 2012年2月 同社 執行役員 営業支援本部長 2012年5月 同社 取締役 営業支援本部長 2013年3月 同社 執行役員 営業本部長 2015年3月 同社 執行役員 営業本部長 2015年5月 同社 執行役員 営業本部長 2015年5月 同社 執行役員 営業統括 2015年5月 同社 取締役 営業統括 2017年9月 株式会社DDホールディングス 取締 役 営業統括 (現任) 2018年6月 株式会社SLD 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社DDホールディングス 取締役 営業統括 株式会社吉田卯三郎商店代表取締役				
	株式会社SLD 取締役 (取締役候補者の選任理由)					
	飲食業界に関する豊富な経験と経営の実績を有しており、2017年に当社取締役に就任					
		宮における重要な意思沢定と業務執行の監督に重要な [®] 続き取締役として選任をお願いするものであります。	反剖を朱た			
	しているため、灯きが	元さ取締役として選任をわ願いするものであります。 1999年4月 フジパン株式会社(現 フジパングル				
3	こ ばやし とも や 小 林 智 哉 (1975年10月16日)	一プ本社株式会社 入社 2007年7月 当社 入社 2008年3月 当社 内部監査室長 2013年5月 当社 管理副本部長 2015年1月 当社 人事総務部長 2017年6月 当社 執行役員 管理本部長 兼 人事 総務部長 2018年5月 当社 取締役 管理本部長 (現任)	2, 300株			
	(取締役候補者の選任理由)					
	これまで当社の管理部門の要職を歴任し、管理部門及び経営全般における豊富な見識や職務経験は、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の強化及び取締役会の更なる機能強化に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。					

候補者	が 名 氏	略 歴 、	当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する の 数		
4	やま だ だい すけ	1997年4月2007年10月2010年3月2012年3月	当社 名古屋営業部長			
	できた。だい、すけ山 田 大 輔 (1973年3月21日)	2012年3月 2015年3月 2018年3月 2019年5月 2019年7月	当社 執行役員 ハワイ事業部長 当社 執行役員 企画・開発室長 当社 取締役 企画・開発室長	2,894株		
	(取締役候補者の選	任理由)				
	入社以来、営業部門	での豊富な経	験を有しており、現在は企画・開発室長	兼 サステ		
	ナビリティ推進責任	者として物件	開発部門だけでなく、当社のサステナビ	リティへの		
	取り組みを牽引してい	いることから、	、今後も更なる企業価値向上に貢献でき	ると判断し		
	たため、引き続き取る	締役として選	任をお願いするものであります。			
		2005年6月	当社 入社			
	t th	2015年3月	当社 ダイニング事業部 副部長			
		2017年3月	当社 ダイニング事業部長	1,394株		
	(1982年4月14日)	·	当社 執行役員 営業本部長			
5		2019年5月	当社 取締役 営業本部長 (現任)			
	(取締役候補者の選任理由)					
	入社以来、営業部門を担当し、その役割を適切に果たしており、当社営業部門におけ					
	る豊富な経験と見識を有しております。これらのことから、引き続き取締役として選					
	任をお願いするものであります。					
		2003年7月	当社 入社			
		2007年10月				
	** 菊 地 大 輔 (1974年11月7日) 【 新 任 】	2010年3月	当社 ダイニング事業部長 兼 マリンタワー事業部長			
6		2013年5月	当社 執行役員 営業本部 副本部長 兼 ダイニング事業部長	-株		
		2015年3月	当社 執行役員 ダイニング事業部長 兼 ZETTON, INC. Director			
		2017年3月	当社 執行役員 海外事業担当 兼			
		2017年9月	ZETTON, INC. Director ZETTON, INC. Vicepresident & COO (現任)			
	(取締役候補者の選任理由)					
	国内外の営業部門における豊富な経験と見識を有しております。今後もその幅広い知					
	識と経験を当社の経営に活かし、企業価値向上につなげるため、取締役として選任を					
	お願いするものであります。					

候補者番 号	が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
7	で手 (1957年11月18日) **来 (1957年11月18日)	1982年4月 株式会社博報堂 入社 1992年3月	500株
	映し、業務執行を行するための助言・提選任をお願いするものお、手嶋雅夫氏は	豊富な経験、実績、見識を有しており、その経験を当 う経営陣とは独立した客観的な視点から、妥当性・適 言をいただけるものと判断したため、引き続き社外取	法性を確保 締役として

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 鹿中一志氏の在籍する株式会社DDホールディングスは、当社の大株主かつ親会社であります。また、同氏の現在及び過去5年間における当社の親会社である株式会社DDホールディングスの業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
 - 3. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2020年2月29日)現在の株式数を記載しております。なお、この株式数には当社役員持株会における本人持分が含まれます。
 - 4. 手嶋雅夫氏は、社外取締役候補者であります。
 - 5. 当社は、手嶋雅夫氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損 害賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額としており、第1号議案「定款一部変 更の件」及び同氏の選任が原案どおり承認された場合には、同氏との間で当該契約を継 続する予定であります。
 - 6. 当社は手嶋雅夫氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所 に届け出ております。なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び同氏の選任が原案ど おり承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、 監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を 条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	・ が な 名(生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数		
	大 曽 根 三 郎 (1949年12月26日) 【 新 任 】	1970年2月 株式会社帝国ホテル 入社 2000年6月 同社 帝国ホテル大阪 管理部長 2002年8月 同社 帝国ホテル大阪 接遇部長 2005年6月 同社 情報システム部長 2007年10月 当社 入社 人事総務部長 2014年5月 当社 常勤監査役(現任)	一株		
1	(取締役候補者の選任理由) 長年にわたるサービス業界での経験に加え、入社以来、当社人事総務部門を担当し、 2014年より当社常勤監査役として当社グループの経営全般の監査を行っております。 これまでの当社における経験や業界に精通した様々な観点から監査を行い、経営の健 全性、適正性の確保に努めていただいております。これらの経験と実績を引き続き当 社の監査・監督機能の強化に活かしていただくことが期待できることから、監査等委 員である取締役として選任をお願いするものであります。				
2	ができる。 変でできる。 変でできる。 一般ですけ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2009年9月司法試験合格、司法研修所 入所2010年12月弁護士登録2011年1月クリフォードチャンス法律事務所 外 国法共同事業 入所2014年11月AZX総合法律事務所 入所2017年5月当社 社外監査役(現任)2018年1月AZX総合法律事務所 パートナー弁護士(重要な兼職の状況)AZX総合法律事務所 パートナー弁護士	一株		
	(社外取締役候補者の選任理由) 弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、渡部峻輔氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、同氏は現在、当社の社外監査役でありますが、同氏の監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって3年となります。				

1987年10月 英和監査法人 アーサー・アンダーセン東京事務所 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 1991年8月 本部会計事務所 (現 注・本郷税理士法人) 入所 1998年9月 馳公認会計士事務所 所長 (現任) 1998年12月 税理士登録 1999年8月 有限会社青山パートナーズ (現 株式会社青山パートナーズにカイング) 設立 代表取締役・代表パートナー (現任) 第 位 1963年10月28日 (現任) 2005年11月 青山バートナーズ 設立 統括代表社員・代表パートナー (現任) 2011年10月 税理土法人青山パートナーズ 設立 統括代表社員・代表パートナー (現任) 2016年1月 一般財団法人舩井幸雄記念館 (現 公益財団法人舩井幸雄記念館) 評議員 (現任) (重要な兼職の状況) 馳公認会計士事務所 所長 株式会社青山パートナーズコンサルティング 代表 取締役・代表パートナー	候補者 号	が 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 式 数
公認会計士・税理士としての専門的な知識と企業経営に関する幅広い見識を有してお	3	(1963年10月28日)	ン東京事務所(現有限責任あずさ監査法人)入所 1991年8月 公認会計士登録 1994年1月 本郷会計事務所(現辻・本郷税理士法人)入所 1998年9月 馳公認会計士事務所所長(現任) 1998年12月 税理士登録 1999年8月 有限会社青山パートナーズ(現株式会社青山パートナーズコンサルティング)設立代表取締役・代表パートナー(現任) 2005年11月 青山パートナーズとユーマンサービス有限会社(現青山パートナーズ設立統括代表社員・代表パートナー(現任) 2011年10月 税理士法人青山パートナーズ設立統括代表社員・代表パートナー(現任) 2016年1月 一般財団法人舩井幸雄記念館(現公益財団法人舩井幸雄記念館)評議員(現任) (重要な兼職の状況) 馳公認会計士事務所所長株式会社青山パートナーズ統括代表社員・代表パートナーズ統括代表社員・代表パートナーズ統括代表社員・代表の光・代表パートナーズ統括代表社員・代表パートナー	一株
				を有しておし
↓ して選任をお願いするものであります。		の強化に活かしていただくため、監査等委員である社会		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 各候補者が所有する当社の株式数は、当期末(2020年2月29日)現在の株式数を記載しております。
 - 3. 渡部峻輔氏及び馳雅樹氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 4. 当社は、大曽根三郎氏、渡部峻輔氏及び馳雅樹氏の選任が原案どおり承認された場合には、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、3氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
 - 5. 当社は渡部峻輔氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、第1号議案「定款一部変更の件」及び同氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、馳雅樹氏につきましても、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、第1号議案「定款一部変更の件」及び同氏の選任が原案どおり承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件 当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、 監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2006年5月30日開催の第11回定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150百万円以内(うち社外取締役分年額20百万円以内)とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名(うち社外取締役1名)であり、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、7名(うち社外取締役1名)となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力 発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、 監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である 取締役の報酬等の額を年額25百万円以内とすること、及び各監査等委員である 取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役 の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力 発生を条件として、効力を生じるものといたします。 第6号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡制限付株 式の割当てのための報酬額設定の件

当社の取締役の譲渡制限付株式に係る報酬等の額は、2017年5月25日開催の第22回定時株主総会において、取締役の報酬等の額(年額150百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。)とは別枠で、年額30百万円以内(うち社外取締役5百万円以内)として株主の皆様のご承認をいただき導入いたしましたが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。本議案において同じ。)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、これまでの取締役に対する譲渡制限付株式に係る報酬額と同様に、第4号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額(年額150百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)。ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。)とは別枠で、年額30百万円以内(うち社外取締役5百万円以内)といたしたいと存じます。なお、本譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認された場合、7名(うち社外取締役1名)となります。

なお、本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の 効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本譲渡制限付株式の内容の概要は以下のとおりであります。

対象取締役に対する本譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日に おける名古屋証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立し ていない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡 制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社 取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の対象取締役が、上記の現物出資に同意 していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締 結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株(うち社外取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数8,500株)を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、1年間から3年間までの間で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、 当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保 権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、 譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限 を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて 合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につ

き、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net) をご利用いただくことによってのみ可能です。

- 2. 議決権行使の方法について
 - (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを 読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入 力いただく必要がございます。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 3. 議決権行使のお取り扱いについて
 - (1) 議決権の行使期限は、2020年5月26日(火曜日)午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
 - (2) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
 - (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
 - (4) パソコンまたはスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行 使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。
- 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご 希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
 - (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00) ※通話料無料

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - ①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く) ※通話料無料

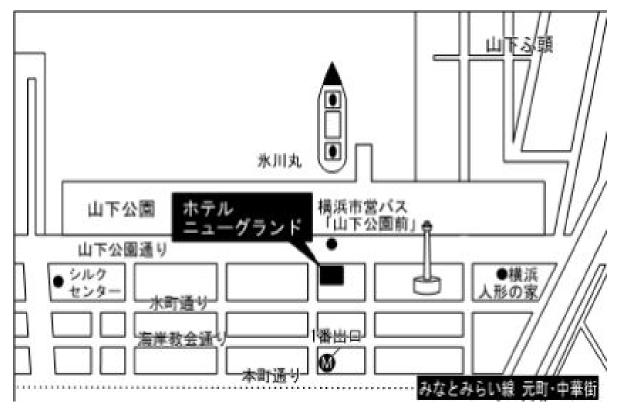
以上

メ	÷		

株主総会会場ご案内図

【会場】神奈川県横浜市中区山下町10番地 ホテルニューグランド タワー館 3 階「ペリー来航の間」

- ※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
- ※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。



(交通のご案内)

●みなとみらい線「元町・中華街」駅1番出口より徒歩1分

※お願い:駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮 いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。郵送やインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

zetton_{inc.}

2020年5月12日

株式会社ゼットン代表取締役社長鈴木伸典

第25回定時株主総会会場変更のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、同封しております当社第25回定時株主総会招集ご通知に記載のとおり、当社では2020年5月27日(水)に第25回定時株主総会を開催する予定でございますが、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止のため、予定しておりました会場が使用不可能となりました。

つきましては、総会会場を下記のとおり変更させていただきます。

株主の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

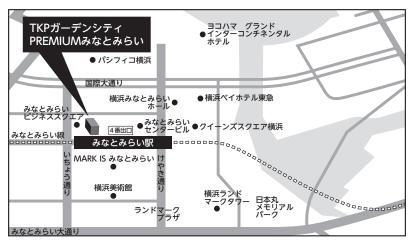
- **1. 日 時** 2020年5月27日 (水曜日) 午前10時30分 ※**開催時刻に変更**はございません。
- 2. 場 所 (変更後) 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目6番3号 MMパークビル 5階

TKPガーデンシティPREMIUMみなとみらい ホールG

(変更前) 神奈川県横浜市中区山下町10番地

ホテルニューグランド タワー館3階 ペリー来航の間

なお、今後の状況の変化等により、株主総会の運営について重大な変更が生じる場合、当社ウェブサイト (http://www.zetton.co.jp) に掲載いたします。



交通のご案内

●みなとみらい線 みなとみらい駅 4出口 徒歩1分